

第3章 日本の法曹有資格者がニュージーランドで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリューム

第1 はじめに

本章では、前章で報告したような法的問題が存在することを前提に、日本の法曹有資格者がニュージーランドで提供できる法的支援の在り方及びそのような法的支援に対するニーズのボリュームについて、調査・分析を行った結果を報告する。

第2 ニュージーランドにおける法律サービスについての法規制

1 ニュージーランドにおける法律サービスに関する法規制

日本の法曹資格者を含む外国法弁護士がニュージーランド国内でいかなる活動ができるかを検討するため、ニュージーランド法弁護士及び外国法弁護士に対する規制を調査したので、以下のとおり報告する。

ニュージーランド法弁護士及び外国法弁護士に対する主な規制として、以下の法律及び関連法令が存在する。

- (1) 2006年法曹及び不動産譲渡専門弁護士法¹¹¹（Lawyers and Conveyancers Act 2006、以下「2006年ニュージーランド弁護士法」）
- (2) 2008年法曹及び不動産譲渡専門弁護士法（弁護士：行為及び顧客ケア）規則¹¹²（Lawyers and Conveyancers Act (Lawyers: Conduct and Client Care) Rules 2008、以下「2008年ニュージーランド弁護士法規則」）。
- (3) 2008年ニュージーランド法教育審議会法学専門家試験規則¹¹³（New Zealand Council Of Legal Education Professional Examinations In Law Regulations 2008、以下「2008年ニュージーランド法学専門家試験規則」）

¹¹¹ <https://www.legislation.govt.nz/act/public/2006/0001/latest/DLM364939.html>

¹¹² <https://www.legislation.govt.nz/regulation/public/2008/0214/latest/DLM1437806.html>

¹¹³ https://www.nzcle.org.nz/Docs/Prof_Exam_in_Law_Regs_2008.pdf

- (4) 2002 年法律専門職課程および評価基準規則¹¹⁴（Professional Legal Studies Course And Assessment Standards Regulations 2002、以下「2002 年法律専門職課程基準」）

2 ニュージーランド法弁護士に関する規制

2006 年ニュージーランド弁護士法は、ニュージーランドにおける法律業務及び不動産譲渡業務に対する信頼の確保を念頭に、これらのサービスを楽しむ市民を保護するとともに、法曹の地位及び不動産譲渡専門弁護士という職業を確立することを目的として制定された（2006 年ニュージーランド弁護士法 3 条）。2006 年弁護士法には、ニュージーランド法弁護士になるための要件やニュージーランド弁護士会の組織体制、さらには弁護士の懲戒等の規定も含まれており、ニュージーランドにおける弁護士業務全般に関しての大枠を定める規定となっている。

(1) ニュージーランド法弁護士になるための要件

ニュージーランド法弁護士として実務を行うためには、原則として、以下の項目を全て充足する必要がある¹¹⁵。必要となる要件のうち、以下では大学の学士号及び専門職法務研究課程について説明する。

- ア ニュージーランドの大学¹¹⁶の学士号（Bachelor of Laws）を取得すること。
- イ 専門職法務研究課程（Professional Legal Studies Course）を修了すること。
- ウ ニュージーランド法教育審議会（New Zealand Council of Legal Education）が発行する修了証明書を取得すること。

¹¹⁴ https://www.nzcle.org.nz/Docs/Course_Assess_Stand_Regs.pdf

¹¹⁵ <https://www.lawsociety.org.nz/starting-as-a-lawyer/joining-the-legal-profession/admission/>

¹¹⁶ 1989 年教育法（Education Act 1989）に定められたニュージーランド国内の大学は、オークランド大学（University of Auckland）、カンタベリー大学（University of Canterbury）、リンカーン大学（Lincoln University）、マッセー大学（Massey University）、オタゴ大学（University of Otago）、ワイカト大学（University of Waikato）、ビクトリア大学ウェリントン校（Victoria University of Wellington）の計 7 大学である（同法別紙 13 第 1 部）。現在、法学士号を取得することができる大学は、マッセー大学を除いた 6 大学である。

エ ニュージーランド法曹協会（New Zealand Law Society）が発行する人格適正証明書を取得すること。

オ ニュージーランド高等裁判所の法廷弁護士及び事務弁護士名簿に登録されること。

カ ニュージーランド法曹協会が発行する最新の実務証明書（practicing certificate）を保持していること。

ア ニュージーランドの大学の学士号（Bachelor of Laws）を取得すること

ニュージーランド法弁護士になるためには、ニュージーランド国内の大学の学士号を取得することが一つの要件となっている。もっとも、ニュージーランド国内の大学以外の大学等において法学士の学位または同等の資格を取得した者は、ニュージーランド法教育審議会に対し、当該学位がニュージーランド国内の大学の法学士の学位の全部または一部に相当するという決定を申請することができる（2008年ニュージーランド法学専門家試験規則8条1項）。

イ 専門職法務研究課程（Professional Legal Studies Course）を修了すること

2つ目の要件として、専門職法務研究科（Institute of Professional Legal Studies¹¹⁷）又は法科カレッジ（College of Law）が提供する専門職法務研究課程を修了する必要がある。専門職法務研究課程は、公共の利益のために、法律の学位に加えて、法廷弁護士や事務弁護士としての実務を開始する前に十分な技能及び知識をつけることが必要であるという要請のもと設けられたプログラムである（2002年法律専門職課程基準1条1項）。専門職法務研究課程は、週5日制の全日制課程の場合、13週間で全課程が修了し、全日制課程以外の場合、最低455時間のプログラムを受講する必要がある（2002年法律専門職課程基準3条1項）。専門職法務研究課程においてガイドラインとして推奨されているカリキュラム及び時間配分は以下のとおりである（2002年法律専門職課程基準3条4項）。

① 法律相談（最低23時間）

② 事実の調査・分析（最低28時間）

¹¹⁷ <https://www.ipls.org.nz>

- ③ 書面作成（最低 33 時間）
- ④ 起案（最低 33 時間）
- ⑤ 交渉（最低 20 時間）
- ⑥ 調停（最低 5 時間）
- ⑦ 支援活動（最低 55 時間）
- ⑧ 問題解決（最低 28 時間）
- ⑨ 実践的な法的調査・分析（最低 10 時間）
- ⑩ 事務所及び個人管理（最低 15 時間）
- ⑪ 弁護士職業倫理（最低 20 時間）

(2) ニュージーランド法弁護士以外の者が禁止されている行為

ニュージーランド法弁護士でない者は、ニュージーランド国内で「弁護士」¹¹⁸と名乗り、法律サービスを提供することが禁止されている（2006年ニュージーランド弁護士法 21 条 1 項）。法律サービスとは、ある人物が他人のために法律業務を遂行することによって提供するサービスを意味する（同法 6 条「legal services」）。また、法律業務とは、以下の 6 項目を含む業務を指す（同条「legal work」）。

- ① ニュージーランド法弁護士の専門分野（以下参照）
- ② 法律上又は衡平法上の権利、義務に関する法的助言
- ③ 法律上又は衡平法上の権利、義務の創出若しくは証拠となる文書作成又は審査
- ④ 法律上又は衡平法上の不動産に関する所有権の創出、移転、譲渡、消滅又は抵当権設定等
- ⑤ 調停、和解又は仲裁サービス
- ⑥ ①ないし⑤に付随して発生する一切の業務

このように、法律上の権利、義務に関する法的助言や文書作成・審査業務が広く法律業務に含まれており、ニュージーランド国内でこれらの法律業務を弁護士と名乗って提供することは禁止されている。

¹¹⁸ ここでの「弁護士」は、「lawyer」のみならず、「law practitioner」、「legal practitioner」、「barrister」、「solicitor」、「barrister and solicitor」、「attorney-at-law」、「counsel」なども含まれる。

また、直接弁護士と名乗らない場合であっても、法律に関する有資格者であったり専門知識を有していると第三者に対して信じさせることを意図するような言葉、文字又は記号を使用することも禁止されている（同法 22 条 2 項）。

(3) ニュージーランド法弁護士の専門分野

2006 年ニュージーランド弁護士法は、ニュージーランド法の資格を有する弁護士以外が行うことが許されない業務分野を以下のとおり規定している（2006 年ニュージーランド弁護士法 6 条）。

- ① ニュージーランドの裁判所や審判所への提訴を決定若しくは検討している者又は提訴を受けて被告となる可能性がある者に対して法的助言を行うこと
- ② ニュージーランドの裁判所や審判所において他者のために出廷すること
- ③ ニュージーランドの裁判所や審判所における手続に関与する者を代理すること
- ④ 1976 年財産（関係）法第 21F 条（※）又は他の法律の規定により、弁護士によって実行されることが要求されている行為を履行したり、法律上の助言を行うこと

※ 1976 年財産（関係）法 21F 条

一定の要件を満たさない限り無効となる契約

(1) 第 21H 条に従い、第 21 条、第 21A 条又は第 21B 条の下で締結された契約は、(2)から(5)に定める要件に従わなければ無効である。

(2) 合意は、書面により、両当事者によって署名されなければならない。

(3) 契約の各当事者は、契約に署名する前に、独立した法律上の助言を受けなければならない。

(4) 契約書の各当事者の署名は、弁護士が立ち会わなければならない。

(5) 証人として当事者の署名に立ち会った弁護士は、当事者が契約に署名する前に、その当事者に契約の影響と意味を説明したことを証明しなければならない。

上述の規定からも分かるように、裁判所や審判所の手続に関する法的助言や代理行為などは、ニュージーランド法弁護士の専権として規定されている。また、法律に弁護士の関与が必要とされている場合にも、弁護士以外の者がかかる行為を行うことが許されていない。弁護士又は弁護士法人でない者が利益又は報酬のために上

述の業務を行なった場合、2006年ニュージーランド弁護士法違反となる（同法 24 条 1 項）。

3 外国法弁護士に対する規制

(1) 外国法弁護士がニュージーランドで提供できる法律サービス

日本法有資格弁護士を含む外国法弁護士に関する規制については、2006年ニュージーランド弁護士法が規定している。同法は、外国法の弁護士資格を有している者について、ニュージーランド国内で以下の法律業務を行うことを認めている（2006年ニュージーランド弁護士法 25 条 1 項）。

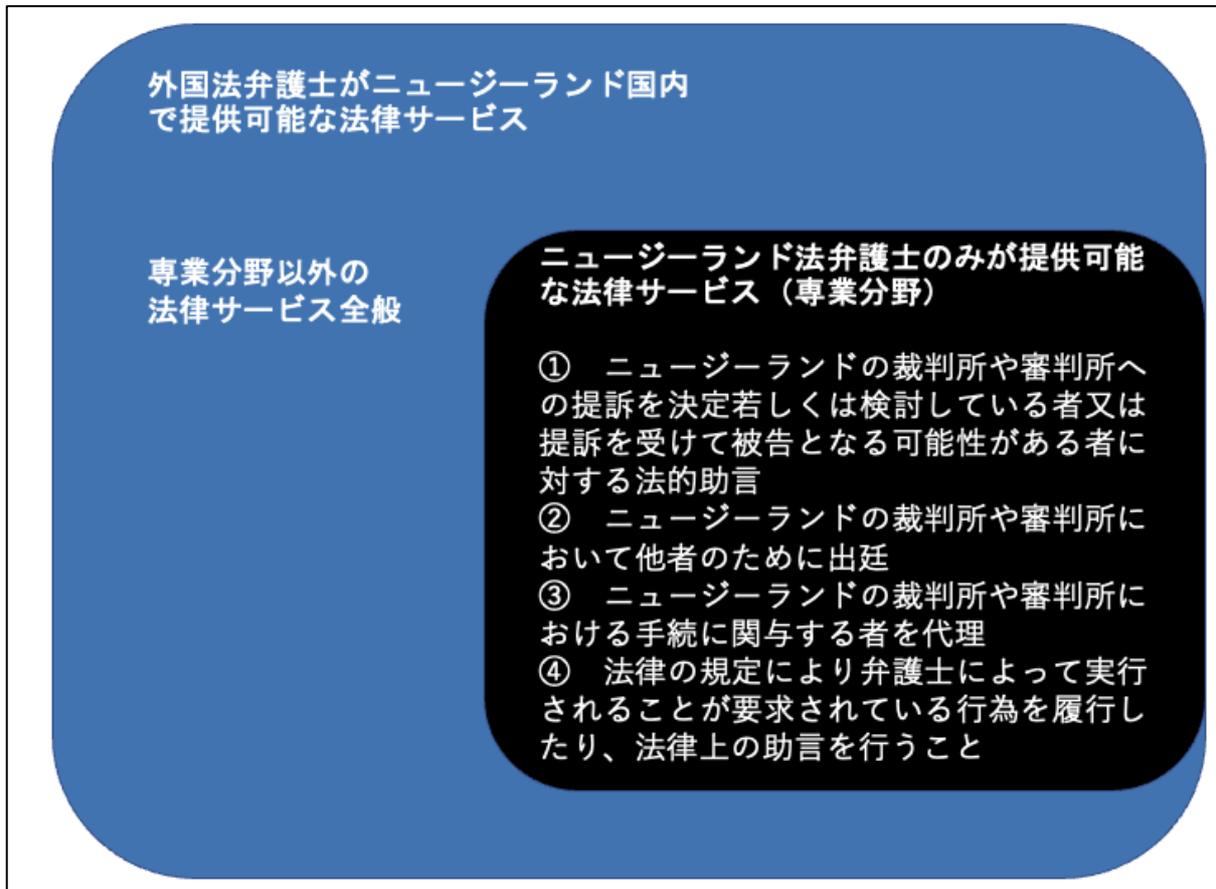
- ① ニュージーランド法有資格弁護士の専門分野以外の法律サービスの提供
- ② ニュージーランドにおける外国法に関するサービスの提供
- ③ ニュージーランドにおける国際法に関するサービスの提供
- ④ ニュージーランドの裁判その他機関に対する手続に関し、当該外国法弁護士の外国法又は国際法に関する知識が当該手続において不可欠となる場合、当該手続への関与

また、外国法弁護士は、自身の実務能力がニュージーランド国外での実務能力であること及び原資格国に関連していること等を記載していれば、「弁護士」と表明することも可能である（同法 25 条 2 項）。ただし、ニュージーランド法弁護士であるとの誤認を与えないような表記とすべきことに留意が必要である。

以上をまとめると、外国法の資格を有する外国法弁護士は、ニュージーランド法弁護士の専門分野以外の法律分野であれば、いかなる法律サービスの提供をすることが可能である¹¹⁹。また、ニュージーランドの裁判やその他機関に関する手続においても、外国法や国際法に関する知識が当該手続において不可欠である場合、かかる裁判手続等にも関与することが可能である（同条 1 項）。もともと、法律サービスの提供には常に責任が伴うことから、外国法弁護士がニュージーランド法弁護士の専門分野以外の法律サービスを提供する場合であっても、ニュージーランド法弁護士と協働したり、セカンドオピニオンを得たりするなど、当該法的助言に対する何らかの担保を設けるべきであると考えられる。実務的には、外国法弁護士は現地の

¹¹⁹ <https://www.lawsociety.org.nz/starting-as-a-lawyer/lawyers-from-other-jurisdictions/>

法律事務所に雇用され、事務所の監督の下でニュージーランド法に関する法律サービスを提供する場面が多い。又は、会社や団体に社内弁護士として採用され、専門分野以外の法律サービスを提供することもある¹²⁰。



(2) 日本法弁護士がニュージーランド法の弁護士資格を得る場合

外国法弁護士がニュージーランド法の有資格者となるためには、ニュージーランド法教育審議会に対して審査の申請を行い、ニュージーランド法弁護士と同等の知識及び技能が備わっているかどうかについて、ニュージーランド法教育審議会が詳細に審査を行う¹²¹。当該審査には、学歴、職歴、技能のみならず、英語能力も審査対象となっている¹²²。審査の結果が通知されるまで、通常 16 週間程度かかるため、申請を行う際には計画的に準備をすることが求められる。審査の結果によって

¹²⁰ <https://www.lawsociety.org.nz/professional-practice/practice-briefings/overseas-lawyers-working-in-new-zealand/>

¹²¹ https://nzcle.org.nz/Docs/Admission_Brochure.pdf

¹²² 英語能力を示す資料の一例として、ニュージーランド法教育審議会は、IELTS 試験の 4 技能（リーディング、リスニング、スピーキング、ライティング）いずれもが最低スコア 7.5 以上の成績証明書、英語圏の大学卒業証明書等を挙げている（同上「English Language」）。

は、ニュージーランド法の資格を得るために不足しているプログラムや大学の単位等が申請者個人に対して示される。申請者は修了証明書を受け取り、ニュージーランド法弁護士として登録されるために、ニュージーランド法教育審議会から通知を受けた不足項目を全て充足する必要がある。

第3 日本の法曹有資格者のニュージーランドでの活動の実態及びそのニーズ

1 ニュージーランドにおける日本法弁護士の活動の実態

2023年1月現在、ニュージーランドに常駐している日本法弁護士は確認することができなかった。また、ニュージーランドに拠点を設け、日本法弁護士が常駐している法律事務所も確認することができなかった¹²³。

ニュージーランドに進出している主要な外資系法律事務所は、Dentons（Dentons Kensington Swan¹²⁴）やDLA Piper（DLA Piper New Zealand¹²⁵）等が挙げられる。

なお、当該情報は、あくまで報告者が調査を行って判明した情報に基づくことに留意されたい。

2 ニュージーランドにおける日本人弁護士又は日本人スタッフが常駐する現地法律事務所の活動の実態

(1) 日本語対応が可能な現地法律事務所

ニュージーランドにおいて、ニュージーランド法の資格を有する日本人弁護士又は日本語対応可能な日本人スタッフが所属する法律事務所は、以下のとおりである（アルファベット順）。

- ① K3 Legal
- ② Kenton Chambers Lawyers
- ③ Legal Associates Meredith Connell

¹²³ 日本法弁護士の資格は有していないものの、ニュージーランド法の弁護士資格を有する日本人弁護士は1名確認することができた。また、日本人とニュージーランド人の親を持ち、ニュージーランド国籍ながら日本語を話すことができるニュージーランド法弁護士も1名確認することができた。

¹²⁴ <https://www.dentons.co.nz>

¹²⁵ <https://www.dlapiper.com/en/locations/new-zealand>

④ Meredith Connell

⑤ Rosebank

これら5つの法律事務所のうち、Rosebank 法律事務所にはニュージーランド法の弁護士資格を有している日本人弁護士が常駐している。

(2) 現地法律事務所に勤務する日本人スタッフへのヒアリング

報告者は、ニュージーランドの現地法律事務所に勤務している日本人スタッフの方に直接お話をさせていただく機会を得た。在留邦人や日系企業顧客から寄せられる法律相談や現地法弁護士に関する感想、さらには日本法弁護士のニーズ等について一般的な観点から回答していただいたので、以下報告する。

ア 経歴

これまでトータルで9年ほどニュージーランドに滞在している。高校生のときに交換留学で初めてニュージーランドに居住し、日本の高校を卒業してからは日本で企業に就職した。ワーキングホリデーで再びニュージーランドに滞在し、日本に一時帰国をしたが、2017年からニュージーランドに滞在中。

イ ニュージーランド法弁護士の仕事や人数

- ・ 現在所属している法律事務所は、Litigation（民事訴訟）の部門が最大規模で、事務所全体の約7割を占める。オークランド地区のクラウンソリシター（検察業務）を担当している者も在籍している。クラウンソリシターは主に刑事事件（殺人、窃盗、傷害等）を取り扱う。日本と同様、民事事件を取り扱っている者が刑事事件を担当することもある。極端な例で言えば、保釈請求だけを担当している弁護士もいる。
- ・ 人口比で考えると、弁護士の人数は多いのではないか。ニュージーランドには人口が500万人程度いる中で、銀行の数は片手で数えられる程度の数しか存在しないのに対し、弁護士は何万人単位でいる。
- ・ 日本のような司法試験もなく、原則的に大学を卒業して専門的なコースを受講すれば（ニュージーランド法の）弁護士資格の取得が可能。プラクティスをするためには現地の法律事務所に所属する必要があるが、それを含めても弁護士として活動するためのハードルは低いのではないか。

- ・ ニュージーランドでは、家を購入するために弁護士の手続関与が必須となる（いわゆる conveyance 業務）。訴訟業務以外にも弁護士のみが関与することができる専門分野があるため、弁護士の仕事の幅は広範である。
- ・ 日本人ではないが、外国法の弁護士資格を有しており、ニュージーランド法の弁護士資格も取得しようとする者を何人も見てきた。大学と法律事務所の二足の草鞋は相当大変なので、大学に専念する期間は法律事務所を休職するという方法も考えられる。

(3) ニュージーランド法の資格を有する日本人弁護士へのヒアリング

報告者は、ニュージーランド法の資格を有している日本人弁護士の方に直接お話をさせていただく機会を得た。在留邦人や日系企業顧客から寄せられる法律相談や現地法弁護士に関する感想、さらには日本法弁護士のニーズ等について一般的な観点から回答していただいたので、以下報告する。

ア 略歴

日本にいたときは教師をしていた。ニュージーランドには 30 年以上滞在している。ニュージーランドの大学で学士号を取得し、日本人として初めて現地法の弁護士資格を取得した。

イ よくある相談事例

- ・ 法律事務所を開設した当初はどんな案件でも受任するようにしていた。具体的には、刑事弁護、ビザに関する問題、新規事業の法律相談、不動産に関する法律手続、離婚や相続といった家族法関係の案件等。通常ニュージーランド法弁護士は特定の専門分野を持っている場合が多いので、このくらい幅広い業務は行っていないのではないか。
- ・ 年に 3、4 件は日本の相続絡みの案件を受任している。日本在住の日本人がニュージーランドに遺産を有していた場合の手続処理を受任する。遺言書を遺していない場合（letters of administration）の手続が多い。
- ・ ニュージーランド人と日本人の離婚事件も定期的に取り扱っている。離婚の手続と財産分与の手続は全く別の手続となる。双方が合意している場合は手続が簡単に進むが、合意していない場合は当然期間も長引く。

- ニュージーランド特有の法律問題として、婚姻前の同居に関する問題（婚前契約）についても相談を受ける場合がある。ニュージーランドでは、婚前契約を締結するケースが見られるが、これは、事前に財産についての取決めをしておかないと、仮に自己所有の不動産に婚約者が3年同居している場合、当該不動産は婚約者との共有財産になってしまうという規定が存在するため。万が一別れることになった場合に備えて、居住不動産は自己の所有物であるという書面を取り交わしておく必要がある。婚前契約に関する相談は、ニュージーランド人の実業家等と日本人が婚姻する際、婚前契約書に署名を求められるため、その契約内容の審査業務をする場合がある。苦勞する点は、依頼者にしっかりとニュージーランド特有の法律について説明をし、理解をしてもらうこと。なぜなら、婚前契約の条項には、弁護士がしっかりと説明をし、内容を十分理解したという文言が付されているから。
- ビザ関連、企業法務、不動産の売買契約の立会いもニュージーランド法弁護士の業務範囲となる。また、認知症の後見人の話もある。ニュージーランドに住んでいた独身（子なし）の方の後見人となるケースもあった。このような依頼は、日本の親戚から依頼されることもある。日本でも同様かもしれないが、後見人選任手続は、裁判所を通して行うことになる。
- 刑事事件も簡単な事件であれば関与することがある。長期の事件であれば、刑事事件専門弁護士を指名して進めてもらうのが通例であるが、日本からの依頼であれば専門の弁護士と連絡を取りながら進めることも多い。簡単な事件の具体例としては、飲酒運転、交通事故、drug trafficking（ドラッグの運び屋）等。ドラッグの運び屋は、単純に依頼者に運び屋を依頼されて、そのまま捕まってしまうケースがある。逮捕された者は、ある程度は悪いことをしていること自体を理解しているが、重大なこととは知らなかったようなケースが多い印象。気持ちとしては、海外旅行に行けて、飛行機から降りた場所で特定の人に物を渡せば大金がもらえるという気軽な気持ちであることも多い。ニュージーランドは、他国と比べてドラッグの運び屋に関する罪が軽いとされていて、判決でも懲役10年程度になることが多い。

3 日本の法曹有資格者がニュージーランドで提供しうる法的支援

上記の各項目を分析・検討した結果として、日本の法曹有資格者は、ニュージーランドにおいて次のような法的支援が提供できると考える。

ニュージーランドで提供しうる法的支援の種類

- ① 企業法務について、ニュージーランド法弁護士と協働してのニュージーランド法の法的助言
- ② 訴訟案件についての相談窓口（訴訟戦略立案等の助言）
- ③ 個人の在留邦人を対象とした無料法律相談の実施
- ④ 中小企業を対象とした無料法律相談の実施
- ⑤ ニュージーランド国内外における情報発信

(1) ニュージーランド法弁護士と協働してのニュージーランド法の法的助言及びクオリティコントロール

2006年ニュージーランド弁護士法は、外国法弁護士が、特定の領域分野を除き、ニュージーランド法に関する法的助言をすることを直接禁止しているわけではない。もっとも、ニュージーランド法に関する法的助言は高度な専門性を伴うものであるため、外国法弁護士がニュージーランド法弁護士の関与なしにニュージーランド法に関する法的助言を行うことは誤った法的助言を提供するリスクがあるという観点から避けるべきであると考えられる。そのため、日本法弁護士がニュージーランド法の法的助言を行うに際して関与することができる一つの役割としては、ニュージーランド法弁護士が法的助言を提供する前に内容をチェックし、法的に回答が不十分であると考えられる場合は、再度ニュージーランド法弁護士に修正を依頼するといったクオリティコントロールを担う役割が考えられる。

(2) 訴訟案件についての相談窓口（訴訟戦略立案等の助言）

2006年ニュージーランド弁護士法は、ニュージーランド法弁護士以外の者が裁判所での訴訟代理業務を提供することを禁じている（2006年ニュージーランド弁護士法 25条 1項）。一方、訴訟に至る前段階の相談窓口として、日本法弁護士が案件の詳細を聞き出し、訴訟戦略立案等を行う等の相談窓口業務を行い、ニュージーランド法弁護士と日本企業の間において、相互の意思疎通がスムーズに進むよう調整する役割を担うことは大いに可能と考えられる。

(3) 個人の在留邦人を対象とした無料法律相談の実施

在留邦人を対象としたヒアリングの中には、現地の弁護士を誰も知らないという回答があった。また、報告者が確認した限り、そもそもニュージーランドに常駐している日本の法曹有資格者が存在しないため、ニュージーランドの在留邦人に対しては、日本法弁護士による法的サービスが十分に提供されていない現状がある。したがって、日本法弁護士が個人の在留邦人を対象とする無料法律相談を実施することも考えられる。方法としては、ニュージーランド法弁護士と一緒に相談に入る場合はその場で回答することも可能となるが、自らが所属している法律事務所のニュージーランド法弁護士に相談内容を共有し、後日回答するという形式の回答方法であれば、日本法弁護士が一人で法律相談を開催すること自体は可能であると考えられる。

(4) 中小企業を対象とした無料法律相談の実施

日系企業を対象としたアンケートの中には、日本法弁護士に依頼しない理由として、「費用が高い」という回答が複数あった。特に中小企業は大企業と異なり、弁護士のアドバイスを得るために予算を割くことが難しい場合もあると考えられる。かかる中小企業の法的問題について、中小企業向け法律相談を実施することが考えられる。無料法律相談の実施により弁護士の知名度が上がることにより、後続案件の相談や継続的関係の構築が可能となる。

(5) ニュージーランド国内外における情報発信

日系企業及び在留邦人を対象としたアンケートの中には、日本法弁護士に依頼しない理由として、「周りに知っている日本人弁護士がいない」という回答が複数あった。そのため、日本法弁護士が定期的に日本企業・在留邦人を対象とする情報発信を行うことが考えられる。具体的な情報発信方法としては、セミナー、ニューズレター、月刊誌や新聞等への寄稿等が考えられる。

第4 日本法の法曹有資格者がニュージーランドで提供できる法的支援のニーズのボリューム

上述の法的支援の在り方につき、それぞれどのくらいのニーズのボリュームが存在するのかについて調査を行った。以下、報告する。

1 日本法弁護士自体のニーズのボリューム

前述のとおり、2023年3月現在、2つの商工会議所に会員として登録している企業のみで63社ある（ウェリントン日本人商工会11社、オークランド日本経済懇親会52社）。また、外務省の公表している海外進出日系企業拠点数調査によると、令和3年10月1日現在、ニュージーランドに進出している日系企業の拠点総数は194社である¹²⁶。そして、旅券法の定めにより在外公館（日本国大使館・総領事館）に届け出されている在留届に基づくニュージーランドの在留邦人数は、1万9730人である。他方、ニュージーランドに進出している日系法律事務所はなく、常駐している日本法弁護士も存在しない。

このように、ニュージーランドに進出している日系企業数、法律事務所数、在留邦人数、日本人弁護士数、その他の相談先の数及び割合を考えると、一見、現状において、現地での日本法弁護士に対するニーズは一定程度存在するようと思われる。この点につき、日本法弁護士のニーズにつきアンケート調査及びヒアリング調査を実施したので、以下のとおり報告する。

(1) 在ニュージーランド日本国大使館へのヒアリング

日本法弁護士がニュージーランドにおいて法的支援を行うニーズのボリュームについて、在ニュージーランド日本国大使館にヒアリングを行った。具体的には、「日本人弁護士はニュージーランドでどのように活躍できると思いますか。」という質問をした結果、大使館からは、「日本法の弁護士のニーズは大いにあると感じている。例えば、日本人と現地人の家族法上の問題が発生するとする。属地主義か属人主義か、どちらの法律が適用されるのかという問題に対処するには、当然ニュージーランドの法律を理解していないといけないし、難しい英語で対応しなければならない。相手方の弁護士はニュージーランド人弁護士であることがほとんどであるだろうから、在留邦人をしっかりと守れるような日本人弁護士であれば、非常に助かる」という回答や、「ニュージーランドは日本と法体系が違ったり、日本にない法律があったり（外国投資法、リソースマネジメント法等）、そういう理解をするために橋渡しするような弁護士がいると非常にありがたいのではないか。法人設立の際にも日本語の助言ができるようなアドバイスができればとてもありがたいのではないか」という回答が挙げられた（別紙3、第1「2」質問事項⑤）。

¹²⁶ https://www.mofa.go.jp/mofaj/ecm/ec/page22_003410.html

(2) 商工会議所へのヒアリング

日本法弁護士がニュージーランドにおいて法的支援を行うニーズのボリュームについて、二水会にヒアリングを行った。具体的には、「ニュージーランドにおける日本法弁護士の需要・あり方についてどうお考えですか。」という質問をした結果、「日本法とニュージーランド法の両方に精通している人がいれば、ニーズは確かにあるように感じる。」という回答が挙げられた（別紙3、第2「2」質問事項⑤）。

(3) JETRO オークランド事務所へのアンケート

日本法弁護士がニュージーランドにおいて法的支援を行うニーズのボリュームについて、JETRO オークランド事務所に書面によるアンケートを行った。具体的に、法律相談は月（年）にどのくらいあるかという質問をしたところ、これに対する回答として「年一回程度」という回答があった。また、具体的にどのような相談が寄せられるかという質問をしたところ、「現地弁護士事務所を紹介してほしいという問い合わせに対し、弁護士リストを提供」という回答があった。そして、日本法弁護士に対するニーズについて尋ねたところ、「日本法弁護士に依頼したいという相談が、これまでないため」という理由で「未回答」であった（別紙3、第4）。

このように、JETRO オークランド事務所に対する法律相談は年間を通じてほとんどなく、具体的な法律相談に限っては存在しないとの結果であった。

(4) ニュージーランドの法律事務所に勤務する日本人スタッフへのヒアリング

現地の法律事務所に勤務する日本人スタッフに対し、日本の法曹有資格者に対するニュージーランドでのニーズについてヒアリングを行ったところ、以下のような意見が挙げられた。

- ・ ニュージーランドで弁護士として働くためには、ニュージーランド法の資格を有していることが前提となる。ニュージーランド法の弁護士資格を得るためには、通常ニュージーランドの大学で学士号の単位を取得しなければならず、日本法弁護士がニュージーランド法の弁護士資格を得るためにはかなりの努力をしなければならない（資格のハードル）。
- ・ 加えて、ニュージーランド法弁護士として仕事をするためには、英語力は必須スキルとなる。単に読み書きができるという程度ではなく、クライアントに

対して難しい法律や事件の解決案等を英語できちんと説明ができる程度でない
と難しい（言語のハードル）。

- ニュージーランドの法律事務所なので、大多数のご相談は当然ニュージーランド法に関するものである。そして、ニュージーランド法は日本法と大きく異なる法制度である。そのため、ニュージーランド法の法律サービスを提供しようとするのであれば、現地の法制度や法令を深く知る必要がある。
- 日本人絡みで多い相談内容としては、ニュージーランドは相続税や贈与税がかからないので、相続対策で相談に来られる人が多い。あとは離婚や養育費といった家事案件もあれば、住宅売買の相談を受けることも多い。企業系なら従業員のビザの問題や会社設立に関わる手続関係の案件が多い。
- 今後ニュージーランドに進出する会社に対する助言として、会社であれば、一度実際ニュージーランドに進出する前に下見を試みるのも良いかもしれない。弁護士の話で言えば、どこに行っても弁護士は必要になるので、ニュージーランド法をよく知っている弁護士・会計士の方をしっかりと選ぶ必要がある。問題が起きる前に相談をしてもらえると、解決しやすい場合がある（初期投資をしておけば、逆にお金を節約できることもある）。法律事務所に相談に来られた際には既に問題が進展しており、手に負えなくなっているケースがあるので。
- 日系企業の顧客は、現地の法律事務所に依頼する際に相談内容とともに料金を聞く。ニュージーランド法弁護士は何も言わなければタイムチャージで OK という認識なので、彼らからしてみれば時間がかかった分のチャージ料金をかける。日系企業としては、成果物主義ではなく、相談に来る前から予算感を決めておくのは大事。
- ニュージーランド法弁護士に相談に来る際によく問題となるケースとしては、案件によっては締め切りを言っておかないといつになっても成果物が出てこないことがある。納期と見積りをはっきり伝えておくと、このようなトラブルは避けることができるのではないか。
- ニュージーランドでの日本法弁護士のニーズという観点から率直に回答すると、ニュージーランドに進出している日系企業が、日本の法律に関する相談があるという限られた場面で日本の会計士や弁護士に聞くことではないか。

- ・ 言語サポートとしての役割としては、ある程度のニーズはあるのではないか。病院や裁判所といった施設には、無料通訳サービスがある場合もある。しかし、それらのサービスを利用した人の話を聞くと、通訳を選ぶことができないため、質がまちまち。また、法律関連ではリーガルエイドという無料サービスが使えるが、これも弁護士の質を選ぶことができない。紛争に巻き込まれて裁判手続に関与せざるを得ない場合、日本人も日本語通訳サービスを無料で使うことができるが、裁判に行く前はこれらのサービスは有料での提供になってしまう。そのため、馴染みのない国で語学力もお金もないときに、言語サポートという観点で困ってしまう邦人がどうしても出てきてしまうことがある。このような方々は領事館に相談される方も多いが警察は民事不介入なので、困っている人はいる。法律サポートとは直接関係してこないかもしれないが、このような言語サポートとしての役割は一定程度のニーズはあるはず。

現地の法律事務所で勤務する日本人スタッフの方にヒアリングを行なった結果、日本法弁護士のニーズとして、ニュージーランドに進出している日系企業が日本の法律に関する相談をする場合という限られた場面でのニーズがあるのではないかという意見が挙げられた。

(5) ニュージーランドに常駐するニュージーランド法弁護士へのヒアリング

現地に常駐する日本人ニュージーランド法弁護士に対し、日本の法曹有資格者に対するニュージーランドでのニーズについてヒアリングを行ったところ、以下のような意見が挙げられた。

- ・ 先日、シンガポールで勤務している日本人弁護士と会う機会があった。その国の弁護士資格を有していないのに、現地でどのようなニーズがあるのかと考えたときに、現地の法資格がないのであるから、やはり言語面や現地法を分かりやすく理解するための助言くらいしかないのではないか。あとは顧客と相手方の橋渡しの交渉役くらいか。
- ・ 日本法のことを説明することはできるかもしれないが、実際にニュージーランド法に関する実務をしていて、日本法の説明が必要となるケースはそんなに多くはない。その点において、大きなニーズがあるとは言えない。

- ・ 日本にも外国法弁護士として仕事をしている外国法弁護士の方がいると思うが、彼らと同様の役割であれば、もしかしたら役割があるのではないか。
- ・ 実際に日本法弁護士で私に連絡をくれた方もおり、ニュージーランド法の資格取得を目指そうとする日本法弁護士の方もいずれ出てくると思う。ニュージーランド法の弁護士資格を取得するためには、現地の大学に最低でも 2 年以上行かなければ資格が取れない（日本法弁護士ということで多少免除してくれるところがあるかもしれないが）ので、ハードル自体は高いかもしれない。

実際にニュージーランド法弁護士として勤務されている方の意見として、実際にニュージーランド法に関する実務をしていて、日本法の説明が必要となるケースはそんなに多くはないという意見が挙げられた。そのため、ニュージーランドにいながら日本法の法的助言を行うというニーズは大きくはないことが考えられる。一方で、ニュージーランドにおける外国法弁護士として日本語での法的助言の説明や相談者とニュージーランド法弁護士との橋渡しの役割であれば、一定程度のニーズはあるようにも思われる。

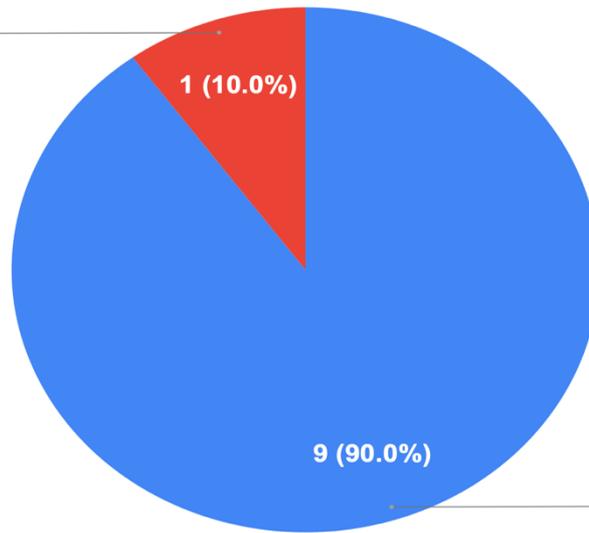
(6) アンケート結果から考察する日本法弁護士のニーズ

ア 日系企業へのアンケート結果

ニュージーランドで法的問題に直面したことがある日系企業を対象に、ニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したことがあるか否かのアンケートを行ったところ、10%（全回答者 10 名のうち 1 名）が「ある」と回答した（別紙 1、Q17 参照）。

Q17
法的トラブルに直面した際、ニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したことがありますか。

ある
10.0%



ない
90.0%

また、ニュージーランドで法的トラブルに直面した際、日本人弁護士に相談した日系企業に対して、日本人弁護士に相談した理由を尋ねたところ回答は、「日本語で相談しなかったから」という回答であった（別紙 1、Q18 参照）。

逆に、ニュージーランドにいる日本人弁護士を利用したことがないという会社を対象に、なぜ日本人弁護士を利用しなかったのかというアンケートを行ったところ、最も多かった回答は、「ニュージーランドでの問題について詳しいとは思えなかったから」、「弁護士に相談するほどの問題ではないと思ったから」という回答であった（別紙 1、Q22）。日本人弁護士はニュージーランドにいた場合でも、ニュージーランド法務に詳しくないという印象を持つ日系企業も一定数いることが分かった。

次に、「日本人弁護士に相談しなかった」と回答した会社を対象に、どのような条件を整えばニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したいと思うかについて記載式のアンケートを行ったところ、以下のような回答があった（別紙 1、Q23）。

Q23 どのような条件を整えばニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したいと思いますか。

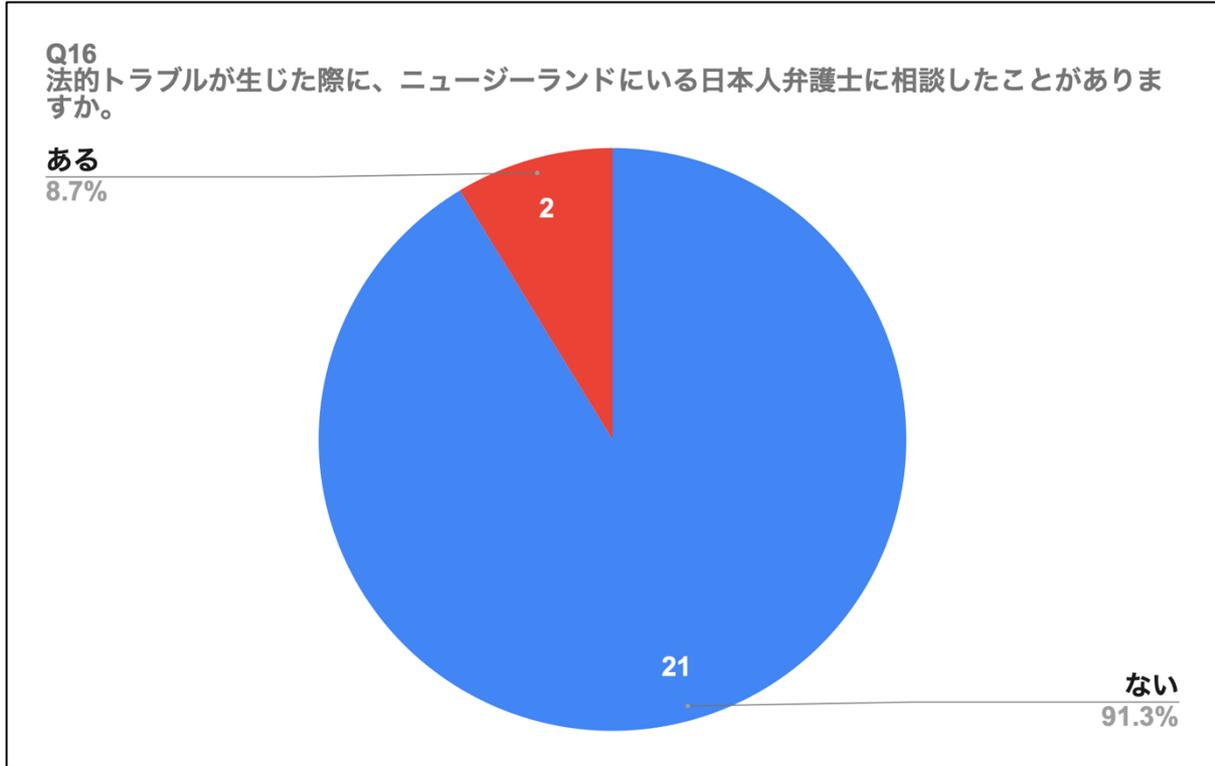
- ・特別な条件は考えていない

- ・能力、費用に関して信頼できる日本人弁護士がいれば
- ・日本大使館から繋いでほしい
- ・日本とニュージーランドの事情を熟知し、会社にとって有効的なアドバイスをもたらえるのであれば。価格も心配
- ・どのような条件でも現地弁護士を使用する
- ・ニュージーランド法を熟知していること
- ・相談に親身に乗ってくれ、レスポンスも早いこと
- ・費用が安い
- ・特定の分野に専門性を有している
- ・回収できる金額に見合った安価な費用

上述の記載から分かるように、日本人弁護士に相談したいと思わせるための必要最低限の要件としては、日本とニュージーランドの事情を熟知していること、安価な費用、高度な専門性、レスポンスの早さ等が挙げられることが分かった。

イ 在留邦人へのアンケート結果

ニュージーランドで法的問題に直面したことがある在留邦人を対象に、ニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したことがあるか否かのアンケートを行ったところ、8.7%が「ある」と回答した（別紙2、Q16参照）。



また、ニュージーランドにいる日本人弁護士を利用したことがないという邦人を対象に、なぜ日本人弁護士を利用しなかったのかというアンケートを行ったところ、最も多かった回答は、「気軽に相談できる弁護士が周りにいなかったから」という回答であった（別紙2、Q21）。次に多かった回答は、「ニュージーランドに日本人弁護士がいることを知らなかったから」や「弁護士以外に相談したから」という回答であった。

次に、「日本人弁護士に相談しなかった」と回答した邦人を対象に、どのような条件が整えばニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したいと思うかについて記載式のアンケートを行ったところ、以下のような回答があった（別紙2、Q22）。

Q22 どのような条件が整えばニュージーランドにいる日本人弁護士に相談したいと思いますか（主な回答を抜粋）。

- ・ 必要性があり、コストが妥当であれば
- ・ 相談が無料であること
- ・ ニュージーランドにいる日本人弁護士についての情報が機関（例えば大使館等）から発信され、認知されていること
- ・ 周知されていれば
- ・ 気軽に相談をする事ができる人がいる場合、又は、手助けをしてくれる人がいる場合
- ・ 入国時や在留届を出した時に、そのような情報をまとめて提供して欲しい
- ・ 割引制度
- ・ オークランド以外の都市からでもアクセスしやすい
- ・ ニュージーランド企業・ニュージーランド人相手に対等に弁護してもらえること
- ・ 価格がきちんとしていること
- ・ 日本での遺産相続など、日本の法律に関わる案件

日系企業へのアンケートと異なる点としては、日本人弁護士の存在自体を知らない在留邦人がおり、日本人弁護士に相談したいと思わせるための必要最低限の要件として、まずは周知してもらうことが重要であることが分かった。また、日本とニュージーランドの事情を熟知していること、安価な費用、高度な専門性、レスポンスの早さ等は日系企業と在留邦人共に必要であることも分かった。

2 ニュージーランドで提供しうる各々の法的支援のニーズのボリューム

(1) ニュージーランド人弁護士と協働したニュージーランド法の法的助言及びクオリティコントロール

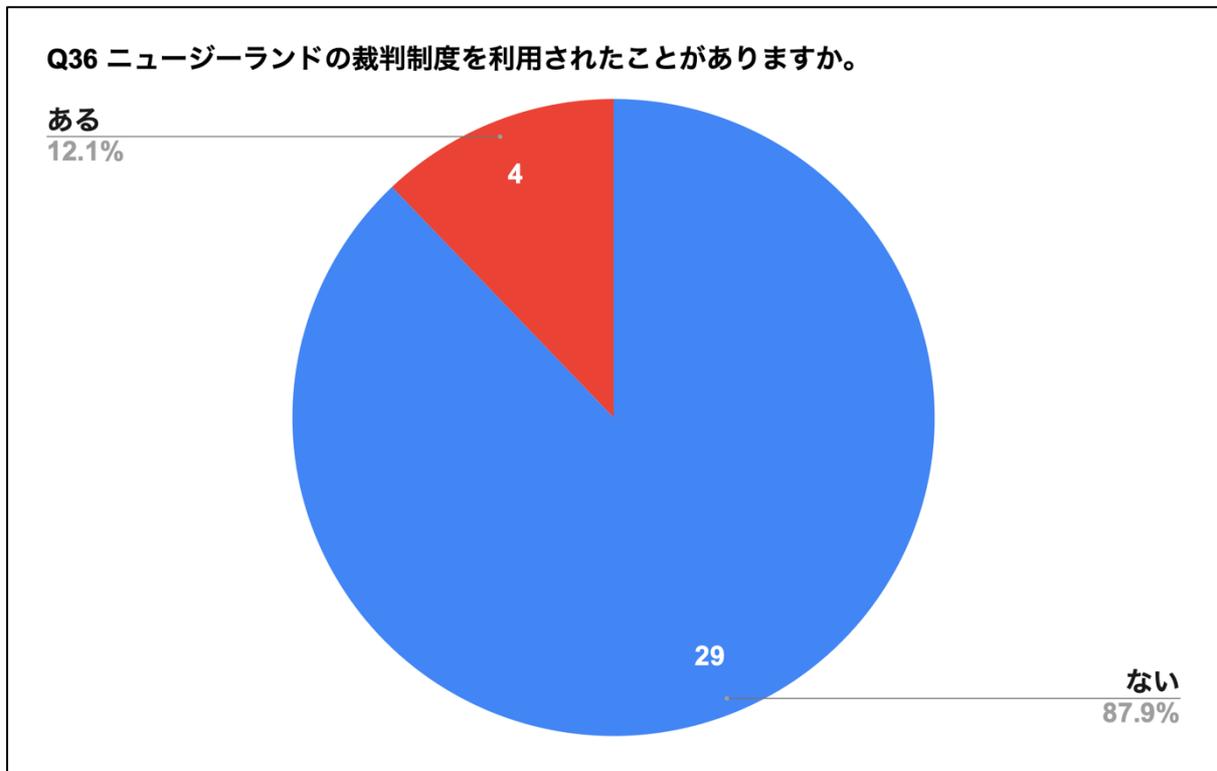
上述のとおり、ニュージーランドで法的問題に直面したことのある日系企業のうち、10%が日本人弁護士に相談したことが「ある」と回答した（別紙 1、Q17 参照）。また、日本人弁護士に相談した理由として「日本語で相談したかったから」という回答が挙げられ（別紙 1、Q18）、ニュージーランドに滞在する日本人弁護士に対しては、日本語でスムーズに解決に導いてくれるとの期待があることがうかがわれる。また、日系企業及び在留邦人へのアンケート両方とも、日本法及びニュージーランド法を熟知している日本人弁護士であれば相談に行きたいと思うと回答した人が複数名いたことから分かつたとおり、ニュージーランド法に精通した日本

人弁護士はニュージーランド法弁護士と協働する際にもクオリティコントロールが可能であり、そのニーズのボリュームは高いものと考えられる。

(2) 訴訟案件についての相談窓口（訴訟戦略立案等の助言）

ア アンケート調査

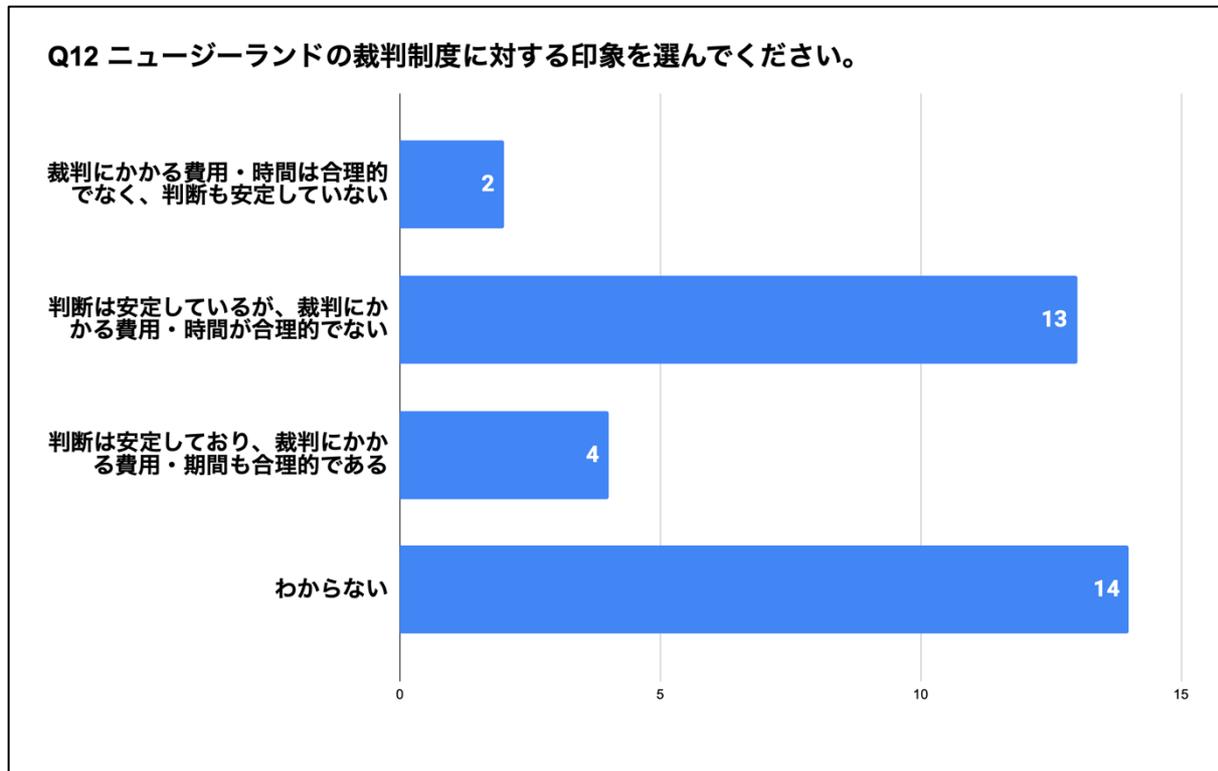
ニュージーランドに進出している日系企業を対象に、紛争が生じた際にニュージーランドの裁判制度を利用した経験について尋ねたところ、大多数である 87.9%の企業が裁判制度を利用したことがないと回答した一方、12.1%の企業がニュージーランドの裁判制度を利用したことがあると回答した（別紙 1、Q36）。



このように、ニュージーランド国内の裁判制度を利用したことのある日系企業の割合は少ないが、実際にニュージーランドで裁判による紛争解決をしている日系企業が確かに存在していることが分かる。

他方、ニュージーランドの裁判制度に対する印象についてアンケートを行ったところ、最も多かった回答が「わからない」という回答であり、多数の日本企業は、

ニュージーランドにおいて裁判を必要とするような紛争案件に遭遇していないものと推測される（別紙 1、Q12）。

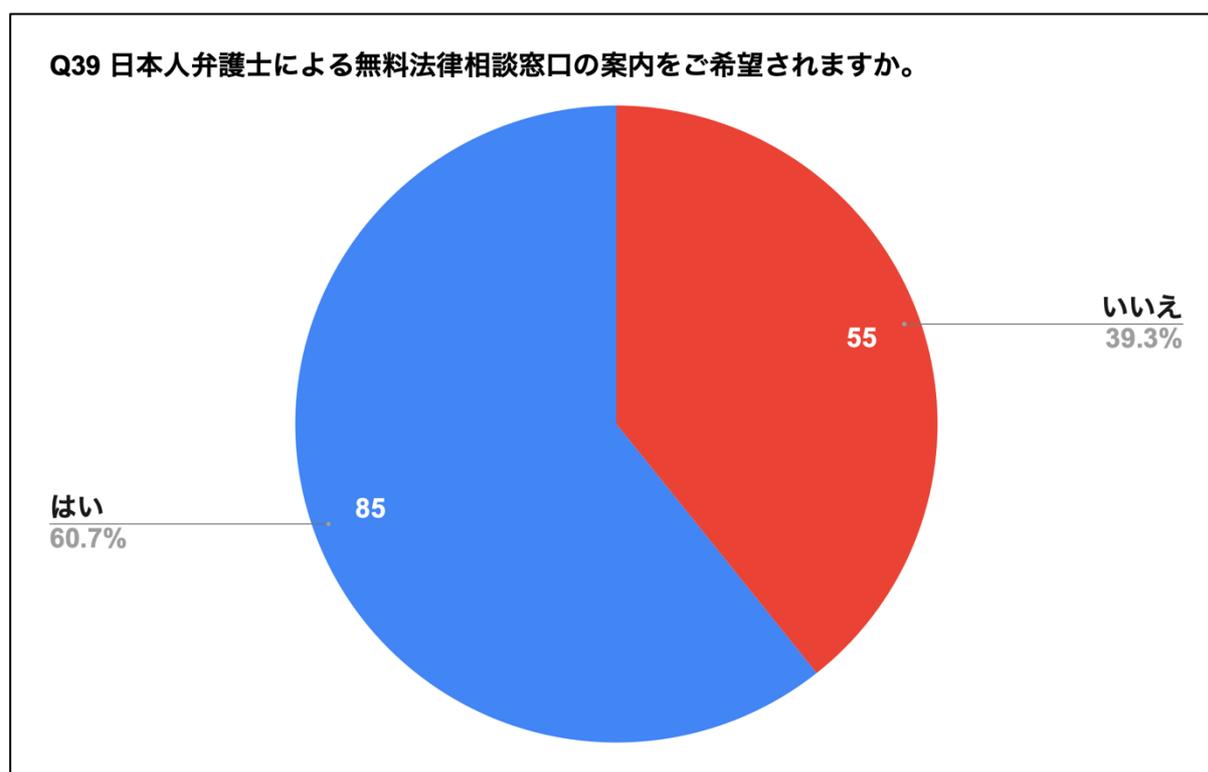


また、ニュージーランドの裁判制度の印象として、「わからない」という回答を除き、大多数の 89.5%（19 名中 17 名）が、「（裁判所の）判断が安定している」と回答していることから分かるように、ニュージーランドの裁判制度そのものに対する信頼性は高く、紛争が生じた場合、ニュージーランドの裁判所を利用することを躊躇する企業がそれほど多くないと考えられる。

したがって、訴訟案件の相談窓口に関する業務については、案件のニーズとしては大きくなる可能性は十分存在すると思われる。

(3) 個人の在留邦人を対象とした無料法律相談の実施

ニュージーランドに滞在する在留邦人を対象に、無料法律相談を設置した場合、将来的に利用したいか否かについてアンケートを実施したところ、「案内を希望する」という回答が、全体の 60.7%を占めた（別紙 2、Q39）。



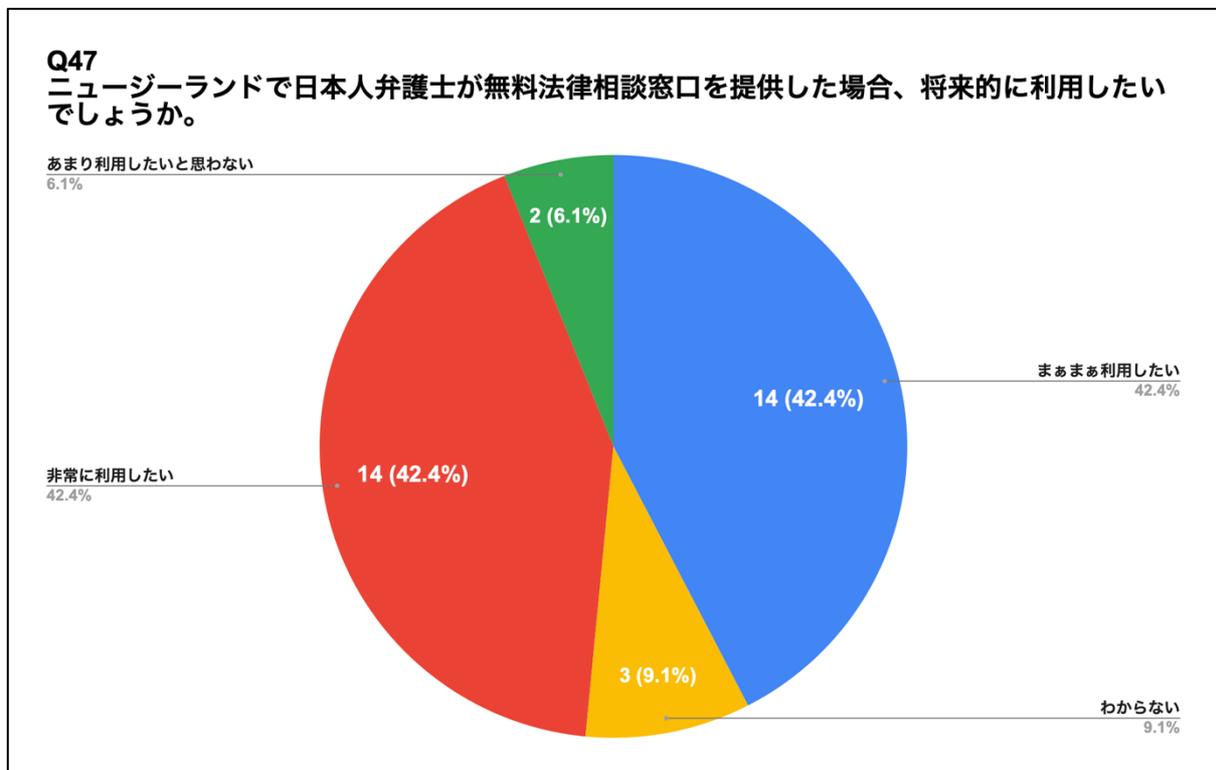
また、日本人弁護士の無料法律相談を利用したいと回答しなかった方に対して理由を尋ねたところ、多くの回答が「今は必要がない」ことを理由として挙げており

（別紙 2、Q42）、将来的に法的トラブルに直面した場合、日本人弁護士による在留邦人への無料法律相談のニーズは、上記割合よりも高くなるものと考えられる。

これらのアンケート調査から分かるニュージーランドの在留邦人を対象とする無料法律相談のニーズは、非常に高いものであると考えられる。

(4) 中小企業を対象とした無料法律相談の実施

ニュージーランドに進出する日系企業を対象に、無料法律相談を設置した場合、将来的に利用したいか否かについてアンケートを実施したところ、「非常に利用したい」又は「まあまあ利用したい」という回答が、全体の 84.8%を占めた（別紙 1、Q47）。



また、どのようにしたら日本人弁護士をより利用しやすくなると思うかについて尋ねたところ、「価格」や「費用」という回答が相当数あった（別紙 1、Q56）。これらのことから、費用の面で大企業に比べて日本人弁護士に依頼することを躊躇する中小企業に対しては、特に日本人弁護士の無料相談窓口に対する需要があるのではないかと考えられる。

(5) ニュージーランド国内外における情報発信

ニュージーランドの法務に関する情報については、ニュージーランド国外の日系法律事務所を中心にセミナーやニューズレターが定期的に配信されている。現在はコロナ禍の影響もあり、実際の会場に聴衆を招く形式を取ることは少なく、オンラインによるセミナーが主流となっている。特に、ニュージーランドは近年重要な法改正が多くあり、実務にも影響を与える場合が少なくなく、定期的に法改正の情報を発信していくというニーズは、非常に高いものと思われる。